



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:永田

夏休み
特別企画

みなさま、今年の夏はいかがお過ごしでしょうか？恒例の夏休み特別企画「**社会保険・労働関係クイズ**」をお届けします。お仕事の合間に、ぜひチャレンジしてみてください！

問題1 労働時間が7時間の場合、休憩時間を1時間与えなければならない。

問題2 毎年4月1日時点で満64歳以上の雇用保険被保険者の雇用保険料が免除されているが、令和2年4月1日以降は免除にならず、保険料の徴収が始まる。

問題3 障害者雇用促進法では、事業主に対して障害者の雇用義務を課している。常時雇用している労働者が150人の民間企業の場合、2人（カウント）以上の障害者の雇用義務がある。

問題4 健康保険の被扶養者が出産した時は、申請することにより出産手当金を受けることができる。

解答
&
解説

問題1 : X 少なくとも45分間与えればよいです。

労働者に与えなければならない休憩時間は、労働時間の長さに応じて次の通りとなります。

- 労働時間が6時間を超え8時間まで ⇒ 45分以上
- 労働時間が8時間を超える場合 ⇒ 60分以上

問題2 : O 令和2年4月1日以降は雇用保険料の徴収が始まります。

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象者となり、改正以降もしばらくは毎年4月1日時点で満64歳以上の被保険者は雇用保険料が免除されていました。令和2年4月1日以降は、保険料の徴収が始まります。

問題3 : X 3人（カウント）の雇用義務があります。

<計算内容>

- 150人×2.2%（民間企業の法定雇用率）=3.3人 → 3人（小数点以下切り捨て）

【参照】 あおぞらレター251号 <http://sr-aozora.biz/contents/letter/251.pdf>

問題4 : X 被扶養者は出産手当金を受けることができません。

出産手当金は、被保険者が出産のためにお休みし、その間の給与の支給がない場合に受けることができるもので、被扶養者は受けることができません。



●雇用保険の賃金日額変更に伴う給付金の支給限度額等の変更(令和元年8月1日～)

下記のとおり育児休業給付、介護休業給付、高齢雇用継続給付の支給上限額が変更されましたのでお知らせいたします。

- 育児休業給付 支給限度額 上限：

支給率67%：301,701円 → **304,314円**

支給率50%：225,150円 → **227,100円**

- 介護休業給付 支給限度額 上限：

332,052円 → **335,067円**

- 高齢雇用継続給付の算定に関わる支給限度額：

360,169円 → **363,359円**

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277